

芽室町避難行動要支援者避難支援計画

平成27年7月策定

平成30年2月改正

令和 7年3月改正

令和 8年7月改正

芽 室 町

内容

第1章 総 則	1
1 策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 用語の定義	1
(1) 要配慮者	1
(2) 災害時要配慮者登録台帳登録者	1
(3) 避難行動要支援者	2
(4) 自主防災組織等	2
4 計画の考え方	2
(1) 全体計画	2
(2) 個別避難計画	2
5 避難行動要支援者の定義	2
6 推進体制	5
7 関係機関等の役割	5
【平常時】	5
(1) 町の役割	5
(2) 自主防災組織等の役割	6
(3) 民生委員児童委員の役割	6
【災害時】	6
(1) 町の役割	6
(2) 自主防災組織等の役割	7
(3) 民生委員児童委員の役割	7
第2章 避難行動要支援者情報の収集・把握と個人情報管理	8
1 避難行動要支援者の把握	8
2 避難行動要支援者リストの使用目的	8
3 避難行動要支援者情報の収集	8
4 収集する内容	8
5 避難行動要支援者名簿の提供・管理	9
(1) 避難行動要支援者名簿の提供先	9
(2) 避難行動要支援者名簿の適正管理	9

(3) 避難行動要支援者名簿の更新	9
第3章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成	10
1 避難行動要支援者の特定	10
2 個別避難計画の作成	10
(1) 個別避難計画の作成方法	10
(2) 個別避難計画の内容	10
3 個別避難計画の共有・管理	11
(1) 個別避難計画の共有の範囲	11
(2) 個別避難計画の適正管理	11
4 個別避難計画の確認	11
第4章 避難誘導・安否確認体制の整備	13
1 避難支援の実施体制	13
(1) 地域における避難支援体制	13
(2) 避難施設の避難支援体制の整備	13
2 情報伝達体制の整備	13
(1) 避難行動要支援者への情報伝達	13
(2) 地域支援者への情報伝達	13
(3) 避難支援関係機関への情報伝達	13
3 避難行動要支援者への避難誘導の実施	15
4 安否確認情報の収集体制	17
(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集	17
(2) 地域支援者からの報告	17
第5章 避難所等における支援体制	18
1 避難所等における避難行動要支援者の支援体制	18
(1) 避難所開設の周知	18
(2) 避難所運営委員会の設置	18
(3) 避難行動要支援者への支援	18
(4) 相談窓口の設置	19
(5) 福祉避難所・医療機関等への移送	20
2 福祉避難所	20
(1) 福祉避難所の指定	20
(2) 福祉避難所の確保	20

(3) 設置・運営等	20
第6章 避難行動支援者に対する普及・訓練.....	21
1 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及	21
2 避難支援訓練の実施.....	21

様式

様式1 芽室町避難行動要支援者名簿

芽室町避難行動要支援者名簿【記入例】

様式2 芽室町避難行動要支援者避難支援計画（個別避難計画）

芽室町避難行動要支援者避難支援計画（個別避難計画）【記入計画】

参考資料

福祉避難所一覧表

第1章 総 則

1 策定の目的

近年は、阪神淡路大震災や新潟中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など、大規模な地震が発生していることに加え、全国各地で発生する集中豪雨や大雨などによる風水害など、異常気象による大きな災害が頻繁に発生しています。芽室町においても、平成28年台風10号の影響により河川が氾濫し、10か所の避難所に延1,117人が避難した。

大災害においては高齢者や障がい者など、避難行動要支援者（平成25年6月の災害対策基本法改正により、これまでの「災害時要援護者」から名称変更）と言われる方々が逃げ遅れや避難所等でのトラブルやストレスにより深刻な事態が発生するケースが少なくないことから、災害発生時における避難行動要支援者に対する迅速な避難や救護が受けられるための支援体制の充実が大きな課題となっています。

このことから、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、芽室町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにすること、避難行動要支援者の自助や地域の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的として、避難支援計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

避難支援計画は、芽室町地域防災計画の避難行動要支援者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものです。

3 用語の定義

本計画において、次の用語の定義については、以下のとおり定めるものとします。

（1）要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法改正に伴い、これまでの「災害時要援護者」の代わりに高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する方のことを「要配慮者」といいます。

（2）災害時要配慮者登録台帳登録者

要配慮者のうち、災害時要配慮者登録申請書を提出している方を「災害時要配慮者登録台帳登録者」とし、要配慮者の中でも特に気になる方をいいます。

（３）避難行動要支援者

前述の災害時要配慮者登録台帳登録者のほか、ケアプランやサービス等利用計画等の登録者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方のことを「避難行動要支援者」といいます。

（４）自主防災組織等

本計画では、町内会・行政区・自主防災組織といった地域活動の組織体、及び民生委員児童委員をまとめて「自主防災組織等」とします。

４ 計画の考え方

避難支援計画は、作成の考え方や具体的推進手法等を定めた「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（以下「全体計画」という。）と、避難行動要支援者個々の具体的な支援に対応した「避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）」（以下「個別避難計画」という。）の２つの計画により構成します。

（１）全体計画

「全体計画」とは、本計画のことを指し、平常時の支援策と災害発生時の支援策においての基本的な方針や対策を定めたものです。

（２）個別避難計画

「個別避難計画」とは、この全体計画に基づいて、避難行動要支援者一人ひとりの特性を考慮しながら避難行動要支援者の状況や避難支援方法を具体的に示したものを言います。

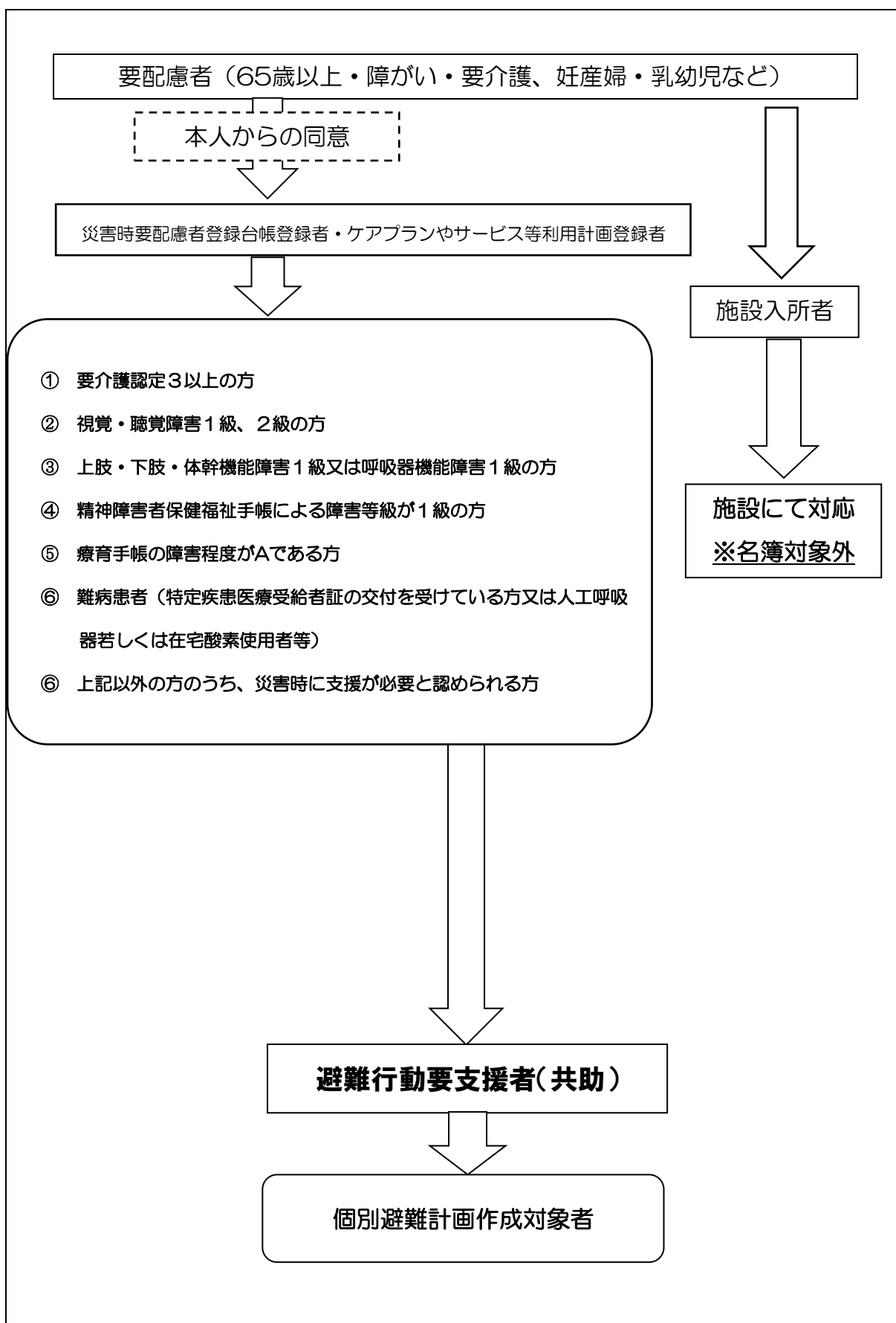
５ 避難行動要支援者の定義

次の①から⑦に該当する在宅の方のうち、災害が発生したときやその恐れがあるときに、災害情報の入手が困難な方や、自力や家族の支援だけでは避難することができない方を避難行動要支援者とし、避難支援の対象者とします。

- ① 要介護認定３以上の方
- ② 視覚・聴覚障害１級、２級の方
- ③ 上肢・下肢・体幹機能障害１級又は呼吸器機能障害１級の方

- ④ 精神障害者保健福祉手帳による障害等級が1級の方
- ⑤ 療育手帳の障害程度がAである方
- ⑥ 難病患者（特定疾患医療受給者証の交付を受けている方又は人工呼吸器若しくは在宅酸素使用者等）
- ⑥ 上記以外で、災害時に支援が必要と認められる方

■避難行動支援計画の対象者



6 推進体制

町は、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、必要に応じて、関係課会議を開催します。また、状況に応じて、個別協議を行い、情報共有を図ります。

7 関係機関等の役割

【平常時】

(1) 町の役割

① 健康福祉課

- ・芽室町災害時要配慮者支援体制整備事業実施要綱に基づく避難行動要支援者の把握
- ・個別避難計画作成のための同意の働きかけ
- ・避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ・避難所における避難行動要支援者への配慮

② 高齢者支援課、子育て支援課

- ・避難行動要支援者名簿（高齢者、妊産婦・乳幼児）の情報提供
- ・個別避難計画作成のための同意の働きかけ
- ・避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ・避難所における避難行動要支援者への配慮

③ 総務課

- ・避難行動要支援者名簿の提供
- ・避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ・個別避難計画作成のための同意の働きかけ
- ・健康福祉課、高齢者支援課及び子育て支援課との連携による個別避難計画の作成
- ・個別避難計画作成についての広報等
- ・避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ・福祉避難所の協定の締結

④ 消防署（消防団を含む）の役割

- ・避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力

⑤ 教育委員会事務局の役割

- ・避難所の施設管理者として、避難所施設の状況確認
- ・避難所に関する訓練・研修への協力

（２）自主防災組織等の役割

- ・避難行動要支援者名簿の共有
- ・個別避難計画作成への協力
- ・個別避難計画の修正に関する協力

※・避難行動要支援者の把握調査への協力（災害時要配慮者登録台帳の作成協力）

※民生委員児童委員のみ

【災害時】

（１）町の役割

① 健康福祉課、高齢者支援課の役割

- ・避難行動要支援者の避難、安否確認の状況把握
- ・避難所運営委員会と連携した避難行動要支援者への支援

② 子育て支援課の役割

- ・避難所の開設・運営
- ・避難所運営委員会と連携した避難行動要支援者への支援

③ 総務課の役割

- ・避難情報の発令、伝達

④ 消防署（消防団を含む）の役割

- ・被災者の安否確認、救援・救助

⑤ 教育委員会事務局の役割

- ・避難所（教育施設）管理上の調整

(2) 自主防災組織等の役割

- 避難行動要支援者及び地域支援者への避難情報の伝達
- 避難行動要支援者への地域支援と安否確認

第2章 避難行動要支援者情報の収集・把握と個人情報管理

1 避難行動要支援者の把握

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、また、避難所等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者の把握と関係者間での情報共有が必要です。

日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況等の把握に努め、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるように整理しておくこととし、紙ベースや電子媒体での保管を行うことで、発災時に備えるものとします。

2 避難行動要支援者リストの使用目的

避難行動要支援者リストは、次の目的に限定して使用することとします。

- ① 在宅の要支援者の全体把握
- ② 避難行動要支援者の把握及び個別避難計画作成促進
- ③ 災害時の避難支援及び安否確認

3 避難行動要支援者情報の収集

災害時の避難などについて、特に人的支援を要する避難行動要支援者情報の収集は、町が保有する情報及び面談等により行い、登録の働きかけに努めるものとします。

登録に際しては、個人情報を開示することについて避難行動要支援者から同意を得ることとします。

4 収集する内容

避難行動要支援者名簿は、次の情報を記載するものとします。

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 年齢（生年月日）
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号等
- ⑥ 町内会
- ⑦ 要支援者の状態
- ⑧ その他町長が必要と認める情報

5 避難行動要支援者名簿の提供・管理

(1) 避難行動要支援者名簿の提供先

避難行動要支援者名簿は、避難支援体制を整備するため、関係各課が共有するとともに、希望する自主防災組織等に提供することとします。

(2) 避難行動要支援者名簿の適正管理

避難行動要支援者名簿は、要支援者の避難支援の目的のみに利用することとします。

また、避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町職員及び自主防災組織等は守秘義務を厳守しなければなりません。

さらに、避難行動要支援者名簿を保管する自主防災組織等の代表者は、芽室町災害時要配慮者支援体制整備事業実施要綱に規定する様式により、個人情報保護に係る誓約書を提出し、守秘義務の遵守に努めるとともに、情報の適正管理を徹底するものとします。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

町は、年1回、自主防災組織等の協力を得て避難行動要支援者名簿の更新を行うよう務めるものとし、その情報を関係各課が共有するとともに、自主防災組織等にも同様のものを提供します。

第3章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

1 避難行動要支援者の特定

町は、町が保有する情報及び面談等により、避難行動要支援者を特定します。

2 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成方法

町は、避難行動要支援者について、自主防災組織等の協力を得て、個別避難計画の作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた方について個別避難計画を作成します。また、自主防災組織等が、個別避難計画を作成することができるものとします。

(2) 個別避難計画の内容

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者本人が参加して地域支援者、避難場所、避難経路について確認するものとします。

個別避難計画には、次の内容を記載するものとします。また、災害時要配慮者登録台帳のほかケアプランやサービス等利用計画等に同様の内容が追記されたものも個別避難計画とします。

① 地域支援者

地域支援者は、本人の意思を確認しながら、近隣のできるだけ身近な者から複数選定します。その際、長期にわたり支援者を引き受けられる人を選定します。

近隣の中で地域支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定します。

また、避難行動要支援者に対し、避難支援は地域の助け合いの体制であり、地域支援者の任意協力により行われるものであること、また、地域支援者の不在や被災等により支援が困難な場合があることを十分に説明することとします。

また、責任が課せられるものではないので、選定された地域支援者にとって精神的な重荷にならないよう配慮するものとします。

② 情報伝達の留意事項

「聴覚障がいがあるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記します。

③ 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車いすが必要であるなど、避難行動要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記します。

④ 避難先での留意事項

文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のための移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等について留意事項を明記します。

3 個別避難計画の共有・管理

(1) 個別避難計画の共有の範囲

個別避難計画の原本は町が保管し、副本は自主防災組織等、避難行動要支援者本人、地域支援者へ提供します。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用してはなりません。また、個別避難計画を保管する者は、保管に当たり、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することがないよう情報管理に十分配慮するものとします。

4 個別避難計画の確認

避難行動要支援者及び地域支援者は、迅速・的確な避難が実施できるようお互いに個別避難計画の内容について事前に確認するものとします。

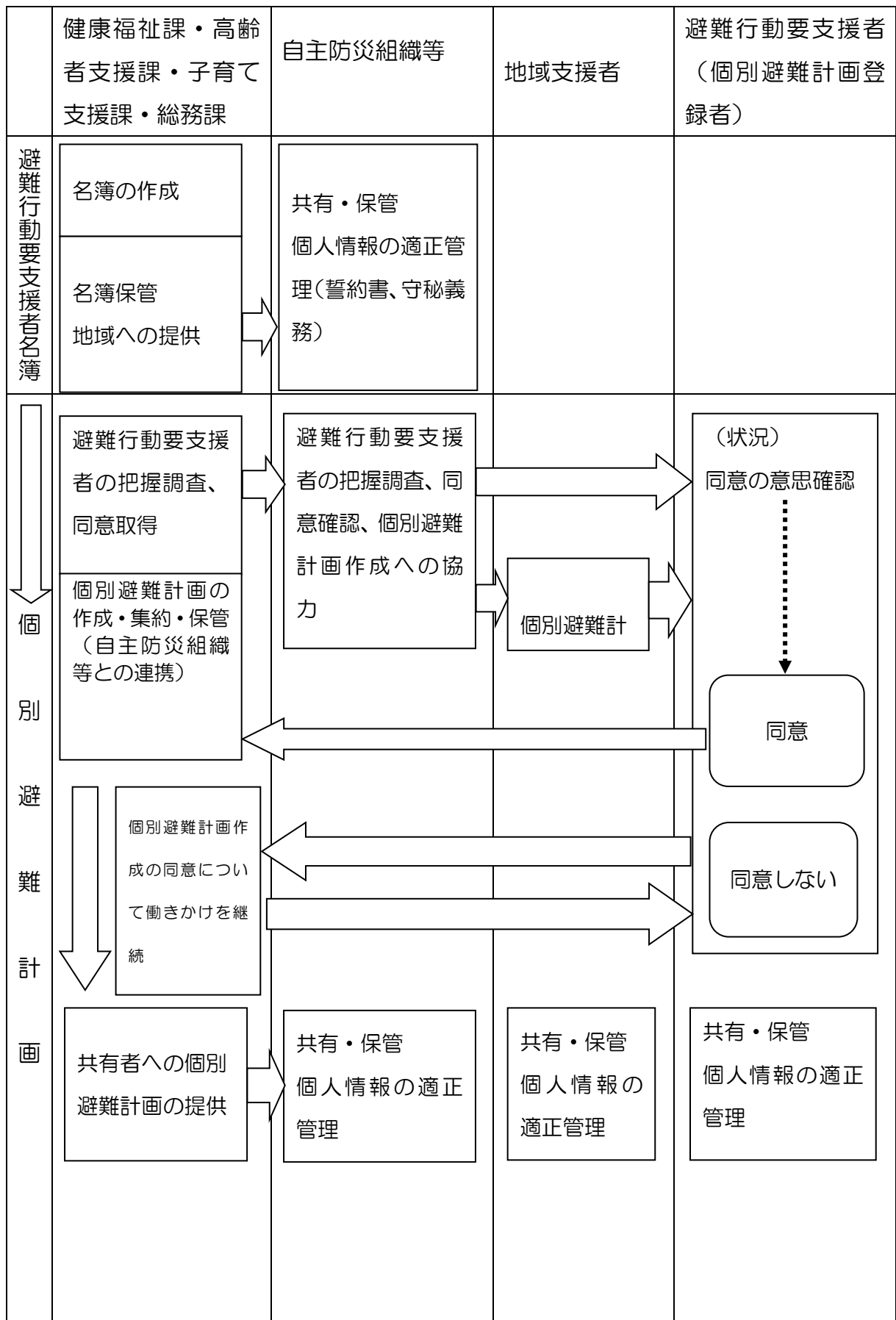
また、町は、自主防災組織等及び地域支援者の協力を得て毎年1回、個別避難計画の内容について本人に確認するよう努めることとします。

内容に変更がある場合、町は、保有する個別避難計画を修正するとともに、自主防災組織等などの情報共有者に連絡し、個別避難計画を正しい情報に更新することとします。

5 個別避難計画の廃棄処分

更新等により、使用する必要がなくなった個別避難計画は、速やかに町に返却するものとします。

■個別避難計画の作成フロー



第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 地域における避難支援体制

地域支援者は、災害発生時に個別避難計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援ができないときは、自主防災組織等へ連絡するものとします。

(2) 避難施設の避難支援体制の整備

町から提供される防災情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の受け入れや移動支援など避難支援体制の整備に努めるものとします。

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

町は、戸別端末（防災ラジオ）、屋外拡声器や広報車のほか、ホームページやめむろ安心メール、SNS、放送事業者等、様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難情報の防災情報を提供します。

特に、視覚障がい者の方への情報伝達は戸別端末や屋外拡声器の活用を、聴覚障がいの方への情報伝達については、めむろ安心メールやSNSの活用を推奨することとします。

また、発令された避難情報が避難行動要支援者を含めた町民全員に確実に届くよう、人的手段による地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

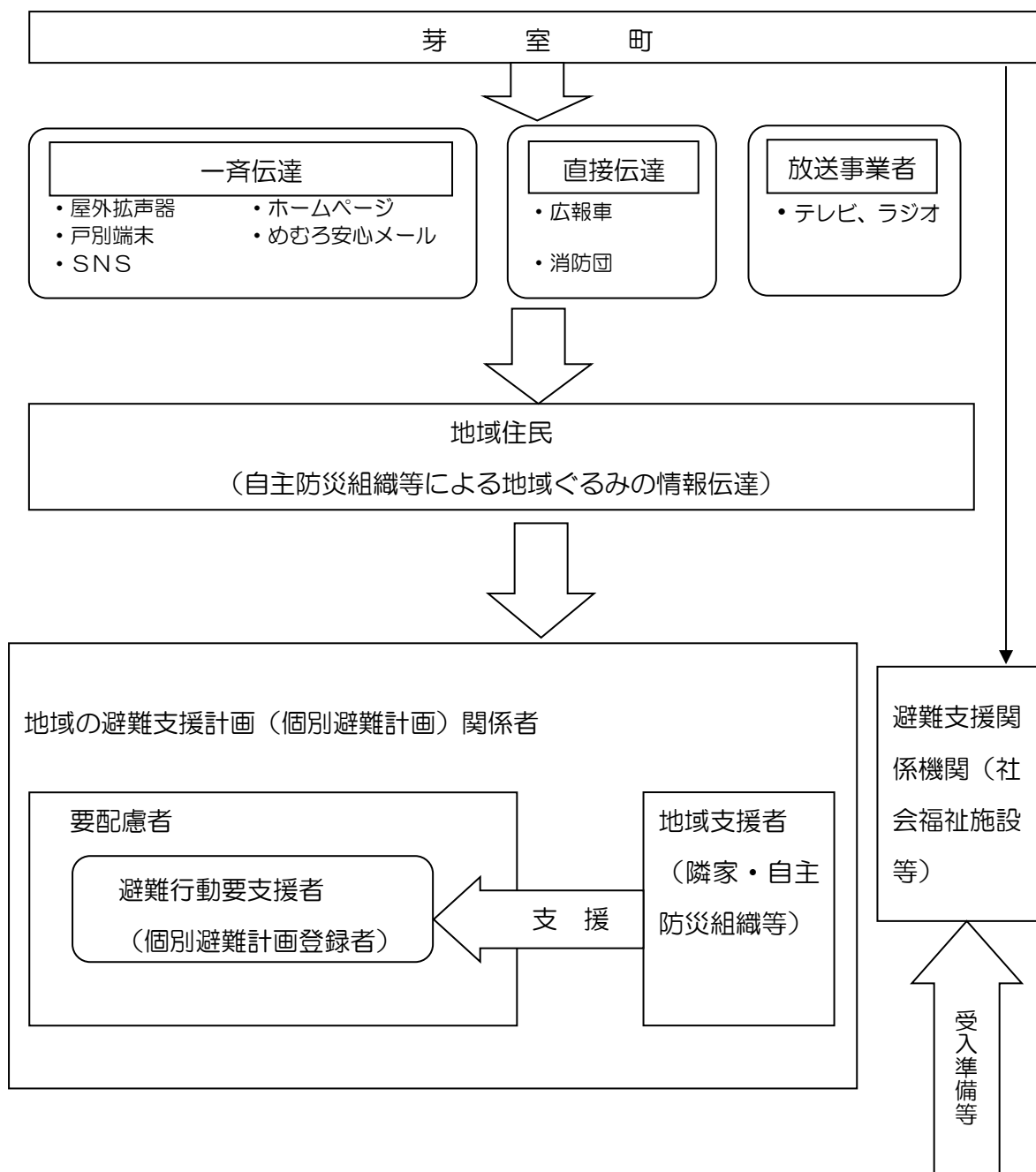
(2) 地域支援者への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達手段を使って町民に情報を伝達することにより、地域支援者へ避難情報の防災情報を伝達します。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

町は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が避難行動要支援者の支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、支援体制の確保に努めます。

■避難行動要支援者避難支援の情報伝達イメージ



3 避難行動要支援者への避難誘導の実施

災害発生直後の避難行動要支援者の救助・避難誘導は、消防や警察などによる体制が整うまでの間、自主防災組織等が行うこととなります。

あらかじめ個別避難計画で定めた地域支援者を中心に、地域住民が協力しながら避難行動要支援者の避難誘導を行います。

また、避難行動要支援者の安否については、現地での情報伝達や避難誘導の実施によって一時的に確認することができますが、確実に行うため、平常時に把握しておいた情報などに基づき、避難所に避難した避難行動要支援者を把握するとともに、一緒に避難した町民などからも情報を把握します。

安否が確認できない避難行動要支援者については、消防や警察に救助や確認を依頼します。

避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていないなどの理由で情報が登録・共有されていない避難行動要支援者についても、迅速な安否確認や避難誘導に努めます。

■避難誘導実施の際に配慮すべき事項の例

区 分	配慮すべき事項
寝たきりや身体虚弱な高齢者	・毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、おぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使うなど個人の状態に応じた方法を採用します。 ・日頃から服用している薬を携帯するよう指示します。
認知症高齢者	・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。 ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりせず、冷静に対応します。激しい興奮状態が続くようであれば家族などが付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。
視覚障がい者	・座布団などで頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。

区 分	配慮すべき事項
	・ 支援者のひじの上を視覚障がい者に掴んでもらい、歩行速度に気を付けて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむこととなないようにしましょう。
聴覚障がい者 言語障がい者	・ 手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボードなど）身振りなどで状況を知らせ、聴覚障がい・言語障がいの方から依頼があれば、メモなどでの情報提供をします。
肢体不自由者	・ 自力で移動が困難な人の場合は、まず頭を覆うようにして家具など転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。 ・ 自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャーなどの移動用具の確保や移動の援助者の応援などを行います。
内部障がい者	・ 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送します。
知的障がい者	・ 療育手帳、笛及びブザーや普段から服用している薬などを携帯するよう指示し、氏名や連絡先などを縫いつけた衣服があれば、あらかじめ着替えを促します。 ・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。 ・ 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。 ・ 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応します。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関などへ相談します。
精神障がい者	・ 精神障害者保健福祉手帳などや普段から服用している薬を携帯するよう指示します。 ・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させて落ち着かせるようにします。 ・ 一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。

区 分	配慮すべき事項
	・ 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合にも、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。 ・ 強い不安や症状悪化が見られる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り、指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関などへ相談します。
自閉症者	・ できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。
乳幼児	・ 保護者が居ない場合は、近隣住民などの協力を求めます。
妊産婦	・ 避難時の転倒などによる流早産のおそれがある場合には、家族などが付き添うよう協力を求めます。 ・ 出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い、出産時の協力を求めます。
外国人	・ 日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振りなども含めてあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいます。 ・ 外国語などが話せる近隣の住民などの協力を求めます。

4 安否確認情報の収集体制

(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集は、自主防災組織等が避難所において実施します。

自主防災組織等は、避難所開設・運営マニュアルに基づき町（災害対策本部）に報告するものとします。

(2) 地域支援者からの報告

地域支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、自主防災組織等に報告するものとします。地域支援者からの情報を得た自主防災組織等は、その旨を町（災害対策本部）に報告するものとします。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における避難行動要支援者の支援体制

(1) 避難所開設の周知

町（災害対策本部）は、災害情報や被害状況、避難者の状況等を把握して早期に避難所の開設を行います。開設に当たっては、様々な情報伝達手段により町民への周知を図ります。

(2) 避難所運営委員会の設置

災害が発生して避難所を開設し、長期に生活することとなった場合、避難所開設・運営マニュアルに基づき、施設運営管理者（町等）、地域リーダー（自主防災組織等役員等）、避難者代表者などの協力により各避難所に避難所運営委員会を設置し、避難所において必要となる避難行動要支援者の支援に関する相談や、避難行動要支援者のニーズ等に対し、町と連携して支援を実施するものとします。

(3) 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者が安心して避難生活できるよう、次の支援を行います。

① 優先的支援の実施

大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について優先的に対応するものとします。

② 生活上の不安の解消

避難所施設においては、障がい者や高齢者が生活する上での障がいをできる限り取り除くよう努めることとします。

③ 心のケアへの対応

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、身体の疲労はもとより、ストレスの蓄積などによる体調の変調や、外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念されます。避難行動要支援者の心のケアをするために、必要に応じて専門の職員の派遣を要請します。

④ 要介護者への配慮

介護を必要とする高齢者・障がい者等については、避難所内に福祉避難室として専用スペースを設けて受け入れます。福祉避難室は、プライバシーを確保するとともに、簡易ベッド、車いす等必要とする器具等の配置に努めます。

⑤ 仮設トイレ設置に対する配慮

仮設トイレの設置に当たり、視覚障がい者に対しては壁沿いへの配置やロープによる誘導等を行うなどの配慮を行い、また、肢体不自由者に対しては対象者ができるだけ利用しやすい場所に確保するなど、それぞれの区分に応じた配慮に努めます。

⑥ 情報提供に対する配慮

情報提供に当たっては、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状態等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話など様々な方法を用いて実施します。

特に、紙や掲示板による伝達を行う場合には、拡大文字による掲示や分かりやすい言葉の使用、漢字へのふり仮名の使用など、それぞれの区分に応じた配慮に努めます。

⑦ 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、避難所の中から外国語ができる人を求め、対応できる方がいない場合には、町（災害対策本部）へ連絡して通訳又は通訳ボランティアの派遣等を要請します。

（４）相談窓口の設置

避難行動要支援者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、支援ニーズを迅速かつ正確に把握するために専門の相談窓口を設け、民生委員児童委員や地域包括支援センターなどの協力を得て、避難所での相談体制を整えます。

また、窓口に来られない方に対しては、避難所内の巡回相談などを実施します。

（５）福祉避難所・医療機関等への移送

障がいの重度化や合併症の予防の観点から、医師や看護師、保健師、栄養士等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所や福祉施設、医療機関への移送を検討します。

２ 福祉避難所

（１）福祉避難所の指定

町は、通常の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のための避難所として、施設がバリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適している施設を福祉避難所として指定しています。

※福祉避難所一覧は、参考資料１のとおり。

（２）福祉避難所の確保

町は、避難行動要支援者リストや個別避難計画の作成などを通じ、福祉避難所へ避難する必要がある方の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努めます。

（３）設置・運営等

町は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。

第6章 避難行動支援者に対する普及・訓練

1 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

災害発生時に地域において避難行動要支援者の救援・救助を円滑に行うため、町は、自主防災組織等を対象に、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援計画の必要性、管理方法、共助の重要性や役割等について適宜周知をします。

また、広報誌やホームページ等を通じて、普及を図ります。

2 避難支援訓練の実施

町は、避難行動要支援者の避難支援に関する機関と協力・連携し、総合防災訓練や地域防災訓練等に避難行動要支援者への対応訓練を盛り込み、自主防災組織等の地域住民が円滑な支援を行うための知識の習得に努めます。

(様式1)

(町内会・行政区名)

年 月 日 作成

芽室町避難行動要支援者名簿

事前に記入										災害時に記入		備考
番号	氏名	ふりがな	性別	生年月日	年齢	住所	電話	避難行動 要支援者 の状態	個別 避難 計画	安否 確認	避難所 (避難先)	

- ＊「個別避難計画」「安否確認」欄は、該当する場合に「○」を記入
- ・個別避難計画：個別避難計画作成に同意し、個別避難計画を作成済みの場合
 - ・安否確認：災害時において安否を確認済みの場合

- ＊「避難行動要支援者の状態」欄は、下記の該当する記号を記入
- ア 要介護認定3以上の方 イ 視覚・聴覚障害1級、2級の方
- ウ 上肢・下肢・体幹機能障害1級又は呼吸器機能障害1級の方 エ 精神障害者保健福祉手帳による障害等級が1級の方
- オ 療育手帳の障害程度がAである方 カ 難病患者（特定疾患医療受給者証の交付を受けている方又は人工呼吸器若しくは在宅酸素使用者等） キ 上記以外の方のうち、災害時に支援が必要と認められる方

芽室町避難行動要支援者名簿

事前に記入										災害時に記入		備考
番号	氏名	ふりがな	性別	生年月日	年齢	住所	電話	避難行動要支援者の状態	個別避難計画	安否確認	避難所（避難先）	
1	芽室 太郎	めむろ たろう	男	S12. 12. 12	80	東●条●丁目●●マンション120号室	62-XXXX	キ		○	○○コミセン	
2	芽室 次郎	めむろ じろう	男	S9. 5. 6	83	東●条●丁目1―2	61-XXXX	ア、ウ		○	○○福祉館	
3	芽室 一子	めむろ かずこ	女	S10. 1. 30	82	東●条●丁目3―4	090-XXXX-XXXX	イ、ウ、カ	○			
4												
5												
6												
7												
8												

* 「個別避難計画」「安否確認」欄は、該当する場合「○」を記入

- ・ 個別避難計画：個別避難計画作成に同意し、個別避難計画を作成済みの場合
- ・ 安否確認：災害時において安否を確認済みの場合

* 「避難行動要支援者の状態」欄は、下記の該当する記号を記入

ア 要介護認定3以上の方 イ 視覚・聴覚障害1級、2級の方

ウ 上肢・下肢・体幹機能障害1級又は呼吸器機能障害1級の方 エ 精神障害者保健福祉手帳による障害等級が1級の方

オ 療育手帳の障害程度がAである方 カ 難病患者（特定疾患医療受給者証の交付を受けている方又は人工呼吸器若しくは在宅酸素使用者等） キ 上記以外の方のうち、災害時に支援が必要と認められる方

(あて先) 芽室町長

年 月 日

ふりがな 氏名	性別	自主防災組織 (町内会を含む)	
要支援者の状態	☐ 要介護認定3以上の方 ☐ 視覚・聴覚障害1級、2級の方 ☐ 上肢・下肢・体幹機能障害1級又は呼吸器機能障害1級の方 ☐ 精神障害者保健福祉手帳による障害等級が1級の方 ☐ 療育手帳の障害程度がAである方 ☐ 難病患者のうち、以下に該当する方 (特定疾患医療受給者証の交付を受けている方又は人工呼吸器若しくは在宅酸素使用者等) ☐ 上記以外の方のうち、災害時に支援が必要と認められる方		
住所	〒	生年月日	
避難時の必要な支援内容	☐ 情報伝達 ☐ 避難誘導 ☐ 介助・同行 ☐ その他	電話 メールアドレス	
情報伝達の流れ			
情報伝達での留意事項			
避難誘導時の留意事項			
避難先での留意事項			

氏名		住所		電話	
支援内容	☐ 安否確認 ☐ 情報伝達 ☐ 避難支援 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ）				
氏名		住所		電話	
支援内容	☐ 安否確認 ☐ 情報伝達 ☐ 避難支援 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ）				

避難情報

避難場所・避難経路

地震	避難場所	水害	避難場所
備考			

■個人情報保護について
この個別避難計画に記載された個人情報については、避難支援の目的以外に利用しないこと。
また、適切な管理をすること。

芽室町避難行動要支援者避難支援計画（個別避難計画）

（あて先） 芽室町長

私は、芽室町避難行動要支援者避難支援計画の趣旨に賛同し、個別避難計画作成のため、下記の情報を芽室町が地域支援者、自主防災組織等（民生委員児童委員を含む）に提供することを承諾します。

●年●月●日

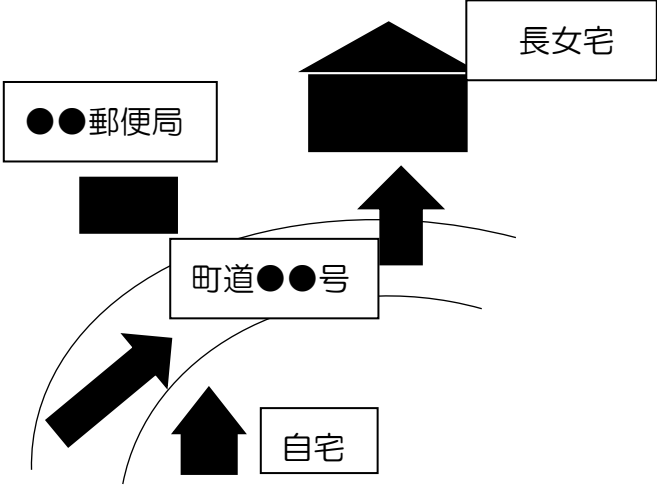
避難行動要支援者情報

ふりがな 氏名	めむろ たろう 芽室 太郎	性別 男	自主防災組織 (町内会を含む)	●●自主防災組織（●●町内会）
要支援者の状態	☒ 要介護認定3以上の方 ☐ 視覚・聴覚障害1級、2級の方 ☐ 上肢・下肢・体幹機能障害1級又は呼吸器機能障害1級の方 ☐ 精神障害者保健福祉手帳による障害等級が1級の方 ☐ 療育手帳の障害程度がAである方 ☐ 難病患者のうち、以下に該当する方 （特定疾患医療受給者証の交付を受けている方又は人工呼吸器若しくは在宅酸素使用者等） ☐ 上記以外の方のうち、災害時に支援が必要と認められる方			
住所	〒 東●条●丁目●—●		生年月日	昭和●年●月●日
避難時の必要な支援内容	☐ 情報伝達 ☒ 避難誘導 ☐ 介助・同行 ☐ その他		電話 メールアドレス	電話 62-XXXX メール XXX@XXX.jp
情報伝達の流れ 筆談により伝達する。				
情報伝達での留意事項 文字が小さいと判別が困難になる。				
避難誘導時の留意事項 筆談によりながら誘導を行ってほしい。				
避難先での留意事項 情報は、なるべく視覚でわかるようにしてほしい。				

地域支援者情報

氏名	① 芽室 四郎	住所	東●条●丁目●—●	電話	080-XXXX-XXXX
支援内容	☐ 安否確認 ☐ 情報伝達 ☐ 避難支援 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ）				
氏名	② 芽室 次子	住所	東●条●丁目●—●	電話	080-XXXX-XXXX
支援内容	☐ 安否確認 ☐ 情報伝達 ☐ 避難支援 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ）				

避難場所・避難経路

地震	避難場所 ●●公園	水害	避難場所 長女宅
例（文字のみの場合） 芽室町●条●丁目●番地→町道●号→●● コミセン			

備考

昼間は仕事に行っており、家族全員不在としている。

■個人情報保護について
この個別避難計画に記載された個人情報については、避難支援の目的以外に利用しないこと。
また、適切な管理をすること。

参考資料 1

福祉避難所一覧表（芽室町地域防災計画から抜粋）

番号	避難所	所在地	電 話	収容可能面積及び収容可能人数		備考
				面積 (㎡)	人数	
1	介護老人保健施設 りらく	芽室町東芽室 南2線 16-2	61-2266		-	
2	特別養護老人ホーム 芽室けいせい苑	芽室町東3条 4丁目1-5	62-3996		-	
3	ショートステイ ウェルカムめむろ	芽室町東5条 4丁目1	62-3996		-	
4	小規模多機能型居宅 介護事業所ふたば	芽室町西4条4 丁目1番地7	66-9009			

※ 上記の施設では、施設入居状況により収容人数が異なるため、収容人数は都度協議するものとする。

※ 4の施設は芽室町地域防災計画の令和8年度改正時に追加